野田市立保育所設置及び管理に関する条例施行規則及び野田市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月３０日

野田市長　　鈴　木　　有

野田市規則第５８号

野田市立保育所設置及び管理に関する条例施行規則及び野田市公印規則の一部を改正する規則

（野田市立保育所設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第１条　野田市立保育所設置及び管理に関する条例施行規則（平成１６年野田市規則第１９号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第２号中「、野田市立清水保育所」及び「、野田市立北部保育所」を削り、「午後１０時」を「午後９時」に改める。

（野田市公印規則の一部改正）

第２条　野田市公印規則（昭和４６年野田市規則第１０号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

野田市立 清水保育 所長之印	方１ ８	古印体	清水保育所長名で発する文書	清水 保育 所長	１	４４

」を

「

削除	４４

」に、

「

野田市立 北部保育 所長之印	方１ ８	古印体	北部保育所長名で発する文書	北部 保育 所長	１	５６

」を

「

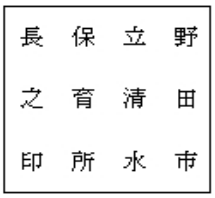
削除	５６

」に

改める。

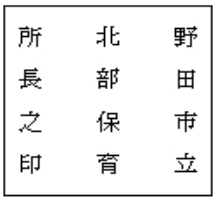
別表第２中

「　　４４



を「４４　削除」に、

「　　５６



を「５６　削除」に改める。

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。